

医療法人に切替について疑義

(昭和 25 年 10 月 18 日)

(医収第 539 号)

(大阪府知事あて厚生省医務局長回答)

照会

当府管内株式会社互惠会大阪回生病院(別添関係資料参照)より、医療法第 39 条の医療法人について従来の商法上の会社に解散の手續をとることなくそのまま医療法人に切替えたい旨の申出があったが、このようなことが果して可能であるか疑義があるので何分の御高見を承わりたく御照会致します。(資料省略)

回答

本年 9 月 27 日衛医第 2619 号をもって照会の標記の件については、解散の手續を経ることなく商法上の会社が医療法人に組織変更することは、法律の認めざる所であり法律上不可能である。